

事務所だより 11月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
 芦屋市松浜町 6-14-2
 Tel: 090-7490-7396
 Fax: 0797-78-6488



10月後半でしたが、ツユクサが咲いていました(^_^)

初霜の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

すっかり秋らしくなりました。電車にはハイキングや行楽の方が多く乗っています。行楽とは言えませんが、加東市からの移動中に少し時間があつたので、気になっていた場所に行ってきました。

「安国寺（兵庫県加東市新定）」。「いつも車から案内板が見えていて、「『安国寺』とくれば、あの『一休さん（一休宗純）』かな？」。でも違いました。全くの勉強不足、本当に恥ずかしい(T_T)。おなじみの一休さんは京都の安国寺でした（一休さんの安国寺は、廃寺で現在は残っていません）。でも、加東市の安国寺も、本堂は立派、お庭もきれいに管理されています。そして、境内裏手に室町幕府6代将軍足利義教の首塚があります。この首塚は室町時代中期の石造物で、ほぼ完全な形で保存されているとのことで、加東市の指定文化財になっています。加東市の安国寺、なかなかですね。

それにしても「安国寺」たくさんあります。インターネットの力を借りて調べてみると、

臨済宗の夢窓疎石の勧めにより、後醍醐天皇以下の戦没者の菩提を弔うため、聖武天皇が国ごとに国分寺を建立したことに倣い、国ごとに1寺1塔を建てる計画を立てた。1345年（興国6年、貞和元年）に、北朝光厳院の院旨を得て、寺号を安国、塔の名を利生と称した。1338年（延元3年、暦応元年）に、和泉・久米田寺を始めとし、以後、南北朝時代中期にはほとんど完成した。（ウィキペディア 2022/10/30）

とあります。一国一寺だから全国にあるんですね。

では、事務所だより11月号をお送りします。テニスの試合は、さっぱりでした(T_T)。練習不足です。



☆ お知らせ（2022年11月の税務）

| 期 限 | 項 目 |
|--|---|
| 11月10日 | ▶ 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 |
| 11月15日 | ▶ 所得税の予定納税額の減額申請 |
| 11月30日 | ▶ 所得税の予定納税額の納付（第2期分） |
| | ▶ 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付 |
| | ▶ 9月決算法人の確定申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税 > |
| | ▶ 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 > |
| | ▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 > |
| | ▶ 3月決算法人の中間申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 >（半期分） |
| | ▶ 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 < 消費税・地方消費税 > |
| | ▶ 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2ヶ月分） < 消費税・地方消費税 > |
| ▶ 個人事業税の納付（第2期分）（11月中において都道府県の条例で定める日） | |

先月に引き続きのお願いです。年末調整や確定申告に必要な「**生命保険料控除証明書**」「**地震保険料控除証明書**」「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」など、各種証明書が届きます。大切な書類ですので保管方、よろしく申し上げます。

☆ 日本版インボイス制度～怖い面～

インボイスの導入まで1年を切りました。取引先からインボイスへの対応の問い合わせも増えていると思います。今まで、取引の内容に応じて対応方法を記載してきましたが、今月は、もう一度インボイス制度の「怖い」面を整理したいと思います。今までの内容と重複することもあります。お許しください。

☆ お金を支払う側

お金を支払う側とお金をもらう側と両面で考えます。

まず、お金を支払う側です。

来年 10 月以降、お金を支払う側が経費に関する消費税を控除（仕入税額控除）するためには、適格請求書を保存することが必要です。適格請求書は、請求書、納品書、領収書、レシートで構いませんが、何度か書いたとおり、下記の事項の記載が必須となります。

- ① 適格請求書発行事業者（お金をもらう側）の氏名（名称）と登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率（8% 軽、10%）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（8% 軽、10%）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名（名称）

クレジットカード会社から送られてくる明細書は、③④⑤⑥を満たしませんので、仕入税額控除はできません。また、領収書については、今まで宛名を「上様」で作ってもらうこともあったと思いますが、⑥を満たしませんので「上様」領収書では、仕入税額控除はできません。

インターネットで購入したのもすべて、管理サイトから「適格請求書」を保存しておく必要があります（業者によっては、商品に同梱されている場合もあります）。

ただし、不特定多数の者に対して販売等を行う、小売業、飲食業、タクシーなどに支払った場合は、「適格簡易請求書」を保存しておけば OK です。適格簡易請求書は、上記①から⑤を記載すればよいことになっています。⑥の書類の交付を受ける事業者の氏名（名称）の記載の必要がなくなります。スーパーなどでレジ係の人がレシートに一人ひとり氏名を記載することは現実的でないので設けられた特例です。

これらの「適格請求書」や「適格簡易請求書」を発行できない未登録の業者に何かの支払いをしても仕入税額控除ができないこととなります。

なので、来年 10 月以降、私が受領する資料についても「適格簡易請求書」か「適格簡易請求書」をご準備していただく必要があります。今までは、クレジットカードからの明細書だけで処理できていたことが、購入やサービス提供のおおもとの資料をご準備いただかないといけません。しかも、それが「適格簡易請求書」や「適格簡易請求書」でないとダメ、ということになります。特にネットで購入されたものについては大変になります。今から書類の取得、保存のクセを付けておいて欲しいと思います。お互い資料が膨大になる可能性があります。クラウドの利用等、考えていかないといけませんね。

☆ お金をもらう側

次は、お金をもらう側です。

例えば、建設業での一人親方、個人タクシー、イラストレーター、デザイナー、本業以外の副業を

している人、そして税理士等です。

上記の方が課税事業者であれば「適格請求書発行事業者」の登録をすれば、インボイスの発行ができますので、特に問題はないと思います。ところが、免税事業者で「適格請求書発行事業者」の登録をしない、という選択をすれば、来年の 9 月まではお金を支払う側で仕入税額控除ができますが、来年の 10 月以降はお金を支払う側で仕入税額控除ができないこととなります。

この結果、受注がなくなったり、減ったりするかもしれません。また、消費税分だけ支払いが減られる可能性もあります。そこで、課税事業者を選択して消費税の納税をする、そして適格請求書発行事業者の登録をする、という判断が必要となります。

適格請求書発行事業者の登録をすれば、適格請求書が発行できます。適格請求書には上記①から⑥の事項を記載しないとイケません。これらを記載しないと適格請求書発行事業者となったとしても、相手先では仕入税額控除ができませんので、迷惑をかけることとなります。

また、適格請求書は保存することも必要です。請求書の保存自体は今までと変わりませんが、再発行の依頼があった場合には対応しないとイケませんので、管理方法が重要になってくると思います。

課税事業者を選択して消費税を納税することになると、今までもっていたものを消費税として納税しますので、当然手取りは減ります（消費税は預り金の性格がありますので、納税するのは当たり前なのですが）。

以上の通り、今までよりも複雑になりますし、手間も増えます。お金を支払う側は、適格請求書や適格簡易請求書をしっかりと整理、保存していく必要があります。

お金をもらう側は、適格請求書発行事業者として登録するかどうか、登録するのであれば「適格請求書」の発行、保存について対応できるようにしないとイケません。

もし、登録番号の記載のない請求書を受領した場合は、どのようにすればよいでしょうか。

登録番号の記載がなければ、「適格請求書」「適格簡易請求書」のいずれにも該当しませんので、仕入税額控除はできません。

このときは、まず相手先が適格請求書発行事業者の登録をしているかどうかを確認してください。確認の方法は、相手先に電話、メール等で確認する方法もありますし、国税庁のホームページで登録番号が公表されていますので、そちらでも登録番号の確認ができます。

では、国税庁のホームページで登録番号が確認できるから、それを請求書にお金の支払い側で追記すればいいのか？という、これはダメです。登録番号を自分で確認して請求書に追記することはできません。

ただ、それでは厳しすぎるので、相手方に電話やメール等で登録番号を確認して、別途仕入明細書を作成し、その仕入明細書に参考として登録番号を記載して相手方の確認を受けたものは適格請求書として認められる、となっています。といっても、仕入明細書を作成して、それを相手先に確認してもらう必要がありますので、再発行を依頼した方が簡単かもしれません。

再発行については、制度上特に制限は設けられていません。ただ、おおもとの請求書と金額等が同一内容の請求書が存在することになりますので、再発行については「再発行」と明記する方がよいと思います。